

お客様各位

### **【自動車保険】Pre-Repair Inspection 制度の施行について**

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、2011年5月1日より、シンガポールにおける自動車保険金請求（対物賠償責任）に際しまして、新しく Pre-Repair Inspection ルールが施行されました。シンガポール国内の全ての自動車保険事故（対物賠償）に適用されますので、下記の通りご案内申し上げます。

敬具

記

#### **<Pre-Repair Inspection 制度の概要>**

自動車事故により車両が損傷しその損害（修理費用等）を第三者（事故の相手方）に請求する事案に（いわゆる対物賠償事故のケース）において、

1. 車両の修理を行う前に、事故の相手方もしくは相手方の自動車保険の引受保険会社に通知を行い、通知を受けた相手方の保険会社はその日から 2 営業日以内に "Pre-Repair Inspection" を実施する必要があります。
2. 相手方の保険会社がその "Pre-Repair Inspection" の権利を放棄した場合は、"Pre-Repair Inspection" を待たずして車両修理を行うことができます。
3. "Pre-Repair Inspection" 実施期間中の車両の使用不能に起因する損害（代車代等）は、事故の相手方もしくは相手方の保険会社に請求することができます。
4. 事故の相手方に通知をせず、また、相手方の保険会社による "Pre-Repair Inspection" を待たずして車両修理を行った場合には、裁判所が保険金請求者に対して罰則を課すことができます。

本規定はシンガポール関連行政機関ならびに普通裁判所（Subordinate Court）による指導のもと策定されております。新ルール施行につきまして皆様のご理解ご協力をお願いいたします。ご不明点等ございましたら、お気軽に下記担当者までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

以上

#### **【担当者連絡先】**

山本 太一： 直通 6322-4638 E-mail: [taichi.yamamoto@sompo.com.sg](mailto:taichi.yamamoto@sompo.com.sg)  
城野 昌也： 直通 6322-4672 E-mail: [masaya.jono@sompo.com.sg](mailto:masaya.jono@sompo.com.sg)